

## 史料「薩摩の国際関係」

# THE BOMBARDMENT OF KAGOSHIMA

## V

### 中国・日本で用いられた英國製兵器(続)

D.F. レニー著

有川昭二・門田明・久木田美枝子・  
児玉啓介・徳見道夫訳

#### 第 10 章

鹿児島一大君政府が艦隊を引留めようとしたこと—薩摩にさし出された要求書一家老(minister)の返書—キューパー提督の急送公文書—自ら捕虜となった二人の薩摩役人—海戦で用いられたアームストロング砲—キューパー提督にたいする不当な非難—海外駐在英人についての旅行者の見聞

8月23日——私はニール大佐から8月18日付の手紙を受取った。それには艦隊が経験したばかりの、波乱に満ちた出来事と危難の説明が、私あてにしたためてあった。

ニール大佐は、鹿児島にむけ出発する前に彼の意図を大君政府に知らせることが、正当であると考えた。その回答として、薩摩遠征を延期されるようにという、次のような要望書を彼は受取った。「8月3日付のあなたの公文書を受取りましたが、昨年東海道で起つた英國商人殺害に対する補償を要求するために、現在横浜港に停泊中の軍艦に乘込み、薩摩公の領地へ三日以内に行く意志がある由、われわれは十分理解しました。しかしながらも直接立会い、また聞き及んで知っておられる、わが国の当面する未解決の諸問題の故に、われわれは大いに困惑しております、いくつかの計画を実行するつもりでいます。今、万一何か厄介なことが起るとしましょう。あなたとわれわれとで今まで行なって来た苦労が全部無駄であり、実りのないものだったということになるでしょう。従って、お話になつてゐる出発は当分の間延期されるよう要望します。」この公文書は江戸(8月4日付)で四人の外国奉行(four ministers for foreign affairs)によって署名されていた。

ニール大佐がこの通知を受取った直後に、次官(vice-minister)が江戸から到着して<sup>(1)</sup>、8月5日に彼と会見をしたが、奇妙なことに、薩摩遠征に反対して更に議論をするどころか、大君政府は艦隊と一緒に幕府の汽船を一隻、高官を乗り込ませて送る意向であると述べた。しかしながらそのような汽船は姿を見せなかった。

(1) 若年寄有馬道純(遠江守)

8月6日、ニール大佐と公使館員がユライアラス号 (Euryalus) に乗りこみ、鹿児島派遣艦隊は同日出帆した。

11日、艦隊は、非常に美しい湾であり湾口も相当広いと言われている鹿児島湾に、ゆっくり蒸気力で入ってゆき、水が深いために適当な場所を発見するのに大分苦労したのち、町からおよそ7マイル南に錨をおろした。

翌朝7時に、各艦が錨を上げ、気走して鹿児島の町へ向けて進行し、およそ2時間後その沖合に錨を下ろした。町は要塞で頑強に護られているように見え、前面には砲台が一列に並び、その一つに薩摩公の旗がひるがえっていた。

錨を下ろすとすぐ、刀を二本さした侍が数人旗艦のところへやって来て、船が何故やつて来たかを尋ねたのち、結局藩主に手紙を渡す目的であろうと断定し、藩主はここから奥へおよそ50マイル離れたところに今住んでいると言った。ニール大佐は英国政府の要求がしたためられている手紙を彼らに渡し、回答期限を24時間以内と決めた。

翌日、役人が数回やってきて、このような短時間で薩摩公の返事を入手することはできないと言ったので、ニール大佐は最初に決めた時間を6時間延長した。うまくこういう結果を引出した彼らは、次にニール大佐とキューパー提督を上陸させ、そこで回答を受取らせ、彼らを迎えるために準備した建物で、問題を膝つきあわせて談合させようと大いに努力した。勿論用心した方がよいので、この招待は断わられた。(原注1)

夕方回答が届いたが、それは長さ15フィートの巻紙に書かれていた。この文書は翻訳を必要としたので、それを持って来た者には、満足できるできないにかかわらず、翌朝来れば返事を渡すと伝えた。その文書は翻訳すると以下のようになる。

「薩摩公松平修理大夫家老 川上担馬他より、イギリス国代理公使 E. セント ジョン  
・ニール大佐他あて日本語書簡の翻訳

「人を殺した者は逮捕されて死刑に処せられるのが正当である。というのは、人間の生命ほど神聖なものはないからである。そこで、われわれは殺人者達を捕縛したいし、昨年来その努力をしているけれども、日本の大名達の間に現在ある政治上の相異のためにわれわれがそうすることは不可能である。彼らのあるものは、このような殺人犯を隠したり保護したりさえする。その上殺人者は一人ではなくて数人だから、なおさら容易に逃亡の手段を発見するのである。

「〔島津三郎 (Shimidzu Saburo) によってなされた〕江戸への旅は殺人の罪を犯す目的で行なったのではなく、江戸と京都の二つの宮廷を和解させるためであった。従ってわれわれの主君 (島津) がそれ (殺人) を命じたはずがないということを、貴殿は容易に信ずるであろう。自國 (日本) の法律にふれ逃亡中の重要犯人は、極刑に処せらるべきである。従って、もしわれわれが問題の犯人を探し出して調査の上有罪とされれば、われわれは犯人を必ず処罰するのであり刑の執行に立ち会うため来てくれるよう長崎または横浜

の艦隊司令官に通知するつもりである。そこで、このような処置を実行するのに、時間的猶予がどうしても必要であることをご了解いただかねばならない。万一われわれが他の罪で有罪を宣告された犯人を処刑し、彼らが（上記の）犯罪人であると言ったとしても、貴殿は犯人を見わけることはできないであろう。これは貴殿をあざむくことであって、わが祖先の精神にしたがって行動していないことになるであろう。

「日本の（地方）政府 [(Provincial) Government] は江戸幕府 (Yedo Government) に従属しており、貴殿もよく知っているようにそこから受けるいろいろな命令に追従しているのである。

「われわれは条約が締結されたことにつき多少聞き及んでいるが、この条約の中では外国人の行動範囲がある程度制限されている。しかし外国人に道路の通行を妨害する権限を与える条項についてはわれわれはまだ聞いていない。

「当地でわれわれがやっているように沢山の家来を連れて旅をしている時、同じようなことが貴殿の国で偶々起つたとすれば、貴殿は国の現行法をこのように無視し破壊するいかなる者に対しても（道路から押し出しなぐったりして）懲罰を与えないだろうか。もしこれが無視されるなら、藩主たちはもはや旅は出来ないだろう。人命を奪うことが重大問題であるという点ではわれわれは貴殿と同じ意見であることを繰り返して言う。一方、江戸幕府は万事を支配し指図する立場にありながら（これらの問題に関して）古代から存在する国法を（外国人との）条約の中に挿入することを無視することによってその欠陥を露呈している。従って、（これらの法律を挿入しなかったという理由で）江戸幕府が非難されるべきなのか（これらの法律を実行したという理由で）われわれの主君が非難されるべきなのか貴殿自身で判断することができるだろう。

「この重要な問題を決定するために、江戸幕府の高官とわが政府の高官とが貴殿の前で論議し誰が正しいかを判定すべきである。

「上記の問題が審理に付され決着がついたのち賠償金の取り決めが行われるべきである。

「われわれは、貴殿の艦隊が当地へ到来する件で、いかなる指示通達も船便で大君から受けていない。そのような話は恐らくわれわれを悪者扱いにする目的で作られているのである。もしこのような目的ではないとすれば、貴殿はそのような内容を老中 (Gorogio) が書面にしたためたものを持っているだろう。そしてもしそうであればそれらをわれわれに見せてくださるようにお願いする。このような間違った話の結果大きな誤解が生じるのである。

「このことはすべてわれわれを大いに驚かしているし、貴殿も驚かないだろうか。

「わが政府は江戸幕府の命令に従って万事において行動するだろう。

「これが貴殿の手紙に述べられているいろいろな案件に対するわれわれの率直な回答である。

「文久3年6月29日（1863年8月13日）

「執政（家老）川上担馬署名」

「エイブル A. J. ガワー (Abel A. J. Gower) 並びに A. フォン シーボルト (A. Von Siebold) 訳」

14日の朝8時半頃、回答がどのように受取られたかを確かめるために小舟が町からやって来た。こちらの返事は、たしか、相手方の回答があまりに満足とほど遠いものであるので、休戦の白旗をかかげてなら別だが、これ以上彼らと交渉は続けないという趣旨だったと思う。その間、ニール大佐は問題の処理をキューパー提督の手に移管してしまったのでこの勇猛な提督が海軍長官あてに送った公文書からの、以下に掲げる抜粋以上に適切な記述はありえない。

「江戸湾、ユライアラス号より

8月22日

「本官は、貴官が以下の件を海軍本部委員(Lords Commissioners of the Admiralty)にお知らせ下さるよう要望します。イギリス国代理公使ニール中佐<sup>(2)</sup>と、彼より同乗させたいむね希望のありました公使館員を乗艦させて、本官は今月6日、ユライアラス、パール (Pearl), コケット (Coquette), アーガス (Argus), パーシュース (Perseus), レースホース (Racehorse), ハボック (Havoc), の各艦を率い、薩摩公の藩都鹿児島に向けて、横浜を出帆しました。

「数人の日本人役人が、われわれの来訪の目的を尋ねようと船にやって来ましたので、ニール中佐はイギリス政府によって与えられた要求を書き記した薩摩公宛の公文書を役人達に手渡しました。回答期限として24時間を与えましたが、その時間は事情が許すかぎり周辺地域の情報を出来るだけ沢山得るのに利用しました。そして夕方頃ボーラス (Borlase) ジョスリン (Josling) 両艦長とウィルモット中佐 (Commander Wilmot) と陸軍工兵隊のブライ恩大尉 (Captain Brine) は小舟に乗り湾奥に行って、われわれの碇泊地からおよそ7, 8マイルのところにありながら全く見えない湾内に、薩摩公の汽船が三隻岸近く碇泊しているのを発見しました。

「13日は、日本人（役人）が数回舟までやってきて要求に対する回答が遅れている言い訳をいろいろ申しましたが、同時にニール大佐と本官自身に海岸へ行って会議を開くよう誘う努力もしました。しかしながら、われわれは彼らの狡猾な性質を知っていましたので、いろいろ慎重な動機からこれを断るのが適當だと考えて、今度はこちらから本官の旗艦上で会議を開くこと、あるいはその目的のためにハボック号を海岸近くに移動させることを申し出ましたが、彼らの方が断りました。敵対行動のためいろいろな準備が行なわれてい

(2) この時期はまだ中佐であった。

ることも認められました。彼らは夜明方に多数の兵士を各砲台に集合させ、全砲口（その数70~80）を艦隊に向け始めました。そして藩主に所属し琉球貿易に使用されている大きなジャンク五隻が港の奥からロープで曳かれて移動し、砲台と艦隊の間、弾道外の地点に錨を下ろしました。疑いもなく敵対的性格を表わしているこれらの示威行動の結果、いかなる背信行為にも対応できる防備をしておくことが得策だと本官は考えました。またわれわれが余儀なく先制攻撃を行わざるをえない場合を除き、われわれから敵対行動を始めるべきではないということを本官自らニール中佐と決めておりましたとのと、水深及び、風と潮流の方向から判断して、艦の片舷一斉射撃を砲台にあびせることは、不可能でないまでも困難であると予想されましたので、蒸気を起こし命令一下即刻艦隊が拔錨できるよう用意をするように指令しました。

「午後3時頃小舟が何艘か港の奥から出てくるのをわれわれは目撃しました。その小舟が艦隊に近づくと、いずれも西瓜を数個、卵と、二、三羽の鶏を積んでいるのがわかりました。これは彼らがわれわれに提供すると約束した生活必需物資だということを表わそうという意図だったのでしょう。艦隊の各艦に小舟の中の一隻が近づいて来ましたが、積んでいるわずかな生活必需物資を売るために舷側にやって来る代りに、ただ艦の回りを回って海岸へ帰って行きました。それぞれの小舟の中に役人または兵士が沢山乗っていたことから察し、彼らの目的が各艦の戦力と敵対行動の準備の状態をただ近くから観察して知ることだったのは明白でした。このためにわれわれの方は防備をしておくことがなお一層必要になりました。

「この出来事の直後、高い地位のものだという一人の役人が、40人の護衛を乗船させることを認めてもらいたいという条件で、艦上にやってきました。本官は、この役人に護衛がつくことには何の反対もしませんでしたが、自分も後甲板の逆の位置に、海兵隊の護衛を彼らとむかいあうよう配置しました。

「この役人は、ニール中佐の公文書に対する回答を持参していましたが神経がひどく高ぶっている様子でした。そして、彼が船室で席に着くか着かぬかという時、もう一隻の小舟が大急ぎで岸を離れてこちらに向い、先に来た舟に対し合図の旗を振るのが認められました。船側にやってきて、日本人の申し立てたところでは、文書に多少間違いがあり、書きなおすためもう一度陸に持ち帰らないといけない、ということがはっきりした、ということで、この役人は文書を手渡さないで帰って行きました。本官の感じでは、これが艦隊を現在の位置に釘づけにしておくための策略だということが、全く明らかでした。こうしておけば、休潮時に、比較的うまくわれわれに砲台から砲火を浴せることができるでしょう。そこで、本官は艦隊に拔錨し砲台からの砲火に応戦する準備をととのえるよう命じました。しかし、多分われわれが位置を変えたため、砲の最初の仰角・平面角では完全に命中不能になったためでしょうが、砲台は砲火を開きませんでした。そこで本官は、町の北側に投錨地を見つけようと努力しましたが、水深があまりに深く、町の正面に伏らざるを得ず、

100ヤードほど桜島寄りで、21尋のところに投錨しました。夕刻になり、先と同じ役人が、鹿児島の本営からの書簡を艦まで運んできました。彼は先の奇妙な行動を釈明しようとしたころみ、あれは間違いであって、今ニール中佐に手渡す手紙は先に船まで持って来たものと全く同じものだと言いました。

「14日の昼前には、すでに激しい東風が吹いており、気圧計が急激に下りはじめ、『台風』つまり暴風の接近が予想されましたので、上檣を甲板に降ろしました。

「さて、本日（8月14日）夕刻、代理公使閣下より書簡と同封文書を受取りましたが、それは、英國艦隊を鹿児島湾に派遣するに至ったなみなみならぬ決意の重大さを薩摩公に覚らせるために、本官が妥当と考え、熟慮の結果最良と考えられる程度に強圧手段をとるよう要請するものでした。その後の事態の進展をここにご報告せねばなりません。

「『パール』『コケット』『アーガス』『レースホース』と『ハボック』は、15日払暁、ボーラス大佐（Captain Borlase）指揮の下に、派遣されました。

「ボーラス大佐には、できる限り無用な流血と戦闘行為の発生は避けるよう、あわせて指示しました。その結果、汽船はなんの抵抗もなく確保され、15日午前中にわれわれの碇泊地に連行されて、引き続き同じ入江に碇泊中であった『コケット』『アーガス』『レースホース』の舷側に繫留されました。われわれの目論見は、薩摩公が、当方の要請に応じるか、あるいは、事態を解決に導く可能性のある提案を代理公使宛にするまで、報復的強制拿捕物件としてこれら蒸気船を拘留することでした。

「正午になり、ひどい雨をともなった突風の中で、突然、鹿児島側の全砲台が、射程距離内にあった唯一の艦『ユライアラス』に砲撃を開始しました。多数の弾丸が同艦の上空あるいは周辺を飛び過ぎましたが、数本のロープを切断された以外何の被害も受けませんでした。錨索のスプリングを使っても舷側を砲台にむけておくことができないだろうと判断しましたし、また本官の指揮下にある比較的小さな戦力では、進行しながら全砲台と交戦し、同時に蒸気船の捕獲を続けるということは不可能でしたから、本官は『コケット』『アーガス』『レースホース』に拿捕船舶の焼却を行うよう、ついで全艦隊に拔錨し先任順位に従って戦闘態勢を組むよう、信号を発しました。『ハボック』が三隻の汽船の撃沈を遂行するよう指示を受けました。

「これに先立って、『パーシュース』は、すでに錨鎖を解き放っておりましたので、戦闘縦列を組めとの信号が発せられるまで、北砲台を砲撃するよう命令され、これはA. J. キングストン中佐（Commander A. J. Kingston）により迅速に履行されました。

「天候はあらゆる状況から見て台風の襲来を物語っており、今や大変な荒模様でしたが、本官は日本側の砲火に対する報復を他日に延期せず、薩摩公の、暴挙を懲罰し、当方に理のあることをはっきり示すのが良いと判断しました。今やすべての準備が完了しましたので、本官は砲台にむかって前進し、最北端のものに砲火をひらきました。これは相当な効果をおさめました。そして、ゆっくりした速度で、標点射程内で、全砲列を南端まで一掃

しました。恐らく悪天候によるものでしょが、諸艦は本官が望んだほど、他艦船尾を追う密集隊形を維持できませんでした。その結果、『ユライアラス』は、砲台のいくつかから、非常に激しい、ねらいも正確な砲火を集中的に浴びることになり、かなり手痛い打撃を受けました。この頃、また、激戦の最中に、申し述べるのもまことに遺憾なことです、一挙に、ジョスリン大佐 (Captain Josling) とウィルモット中佐 (Commander Wilmot) という補佐役を奪われてしまいました。この両者は『ユライアラス』の艦橋で本官の傍らに立ち、艦尾の艦砲射撃を指揮していたのですが、一弾が飛来し二人同時に戦死したのです。その間、彼らは冷静さと勇敢さの模範となり、全艦がその模範に従おうと努めることになりました。

「『ユライアラス』が最後の砲台、つまり最南端砲台に達するまでに、町の数箇所が燃えて火災が起っているのが見えました。天候はこの時には最悪の様相を呈しておりましたので、本官は交戦を中止し艦隊のため安全な錨地を求めることが、賢明であると考えました。そこで『ハボック』に、薩摩公所有の五隻の大型ジャンクに火をかけるよう命じ、ジョージ・プール大尉 (Lieutenant George Poole) がもっとも満足すべき態度でこれを遂行しました。同時に、砲弾・薬莢を製造する広大な兵器廠・鋳造工場、更にそれに隣接する倉庫も、完全に破壊しました。

「翌日も夜通し暴風と呼んでよいくらいの風でしたが、全艦何の事故もなくそれを乗りきりました。ただ『パーシュース』のみ例外であり、錨を水深60尋の洲にとられ、翌朝午前中、やむなく錨索を放棄しました。その頃には強風は幾分和らいでおりました。強風は16日には、徐々におさまりました。本官は日本人が、錨地真上の立木ややぶでおおわれた丘に、どうやら幾つかの砲台をきずこうと立ち働いているのをみとめ、これは、岸から目と鼻のところに碇泊中の小艦船になら、大きな危険を加えるかもしれぬため、艦隊の安全を気づかって、湾に到着した夜碇泊した錨地に艦隊を移動させることに決めました。これは、外海に進むに先立って、破損箇所の修理・帆柱などの補強・再装備を行う目的でもありました。

「こうして、艦隊は16日午後3時抜錨し、鹿児島・桜島両砲台の間を縦列をつくって通り過ぎ、蒸氣力を使って狭い水路を通過し、島の南面に投錨しました。こうすれば、これまで参戦しなかった桜島砲台を砲撃したり、また鹿児島にある薩摩公の居邸を砲撃するにも有利でした。最初の攻撃の際あまり参戦しなかった砲台から、弱々しい砲火がもどってきましたが、幸いこれは女王陛下の艦船に何ら影響を与えませんでした。」

わが方の損害は、あわせて士官2名・兵7名が戦死、兵52名が負傷、内4名が後程死亡するというものだった。

私は長崎で薩摩の役人と会見した際の話の内容をニール大佐に書き送ってあった。めったに起らぬ一致現象と思うが、彼が私の手紙を受け取った丁度折も折、私の二人の友人は

自発的に投降し、「ユライアラス」艦上で捕虜になっていた。彼らは「サー・ジョージ・グレイ」(Sir George Grey)<sup>(3)</sup>が拿捕された時その船上にいたのである。そして岸に行くより、「ユライアラス」にとどまらせてくれと要請したのであった。捕虜は五代(Gho-dhi)と例の通訳官であったが、私が覚えているところではカシワ(Kasiwah)<sup>(4)</sup>といった。彼は職業は医者で、1862年大使に随伴して英國に行った。彼らは横濱まで運ばれ、8月24日、夜陰に乘じて神奈川に上陸した。ニール大佐の話では、航海中彼らから多くのことを聞き出ましたが、充分筋道だったはっきりした事柄は何一つ明らかにならなかったと言う。しかし、日本人を取材源として引出せる情報は、いつもこんなものである。

鹿児島で用いられたアームストロング砲に関し上海にもたらされた報告は——海戦での砲が用いられたのはこれが最初であるが——好ましいものではなかった。特に110ポンド砲に関して通常の68ポンド先ごめ砲と比較するとき、そうであった。二種類の砲のそれぞれの長所をはっきり試すことができる装備をもった諸艦で、比較の結果、前者の不利がきわだっていたということである。総合して、当時流布された説明の論調は、有効射程で使用されたその砲の威力に関してのみならず、鉛で被覆した弾丸の海軍用大砲としての適否についても、大きな疑問をなげかけるものであったと考えられる。船上では不可欠の清拭過程で体積の減少が生じ、その結果遊隙〔砲身の内壁と砲弾との空隙——訳者〕が増し、弾丸が減速し、その結果貫通力減殺が起るというのである。前章で私は、アームストロング弾が炸裂する際、設計どおり39の破片に破裂するとは限らないということに触れた。私はこの点では確信をもっているが、アームストロング弾で受けた傷が、通常の砲弾の破片で生じた傷と同程度にひどいものだという、効力についての所説は不正確なものである。私は物理学の原理どおり、例えば発破薬のような爆薬に対し、与えられる抵抗が大きければ大きい程、弾体の破片を散乱させる力がますます大きくなると言つて、大体間違いないだろうと思う。それで、39の分離した破片を組みあわせ、相互に接合し、薄い鉛膜でおおった円錐形の鉄筒に入れられた火薬の爆発時に受ける抵抗が、通常の砲弾の製法である、鋳鉄製で中空の砲丸から受ける抵抗と等しいことがあるなど起りそうに思えないである。私は、英國砲兵隊の一士官が、天津で私に言った言葉を思い出す。大沽城陥落直後、彼は城外を徒歩で巡回し、わが方の砲火が与えた損傷を見てまわったが、中国人が銃眼を掩護するため用いた弾よけの下で12ポンド・アームストロング弾の一つが破裂した箇所を調べたところ、驚いたことに破片はどうみても極微の力で散乱し、その弾よけの材料である獸皮さえ貫通していない有様だったのである。

鹿児島事変のニュースがイギリスに着くと、その行動を非難する強硬な意見が、公に出版物となって表明された。キューパー提督によって採用された手段は、必要以上に残酷な性

(3) 白鳳丸

(4) 松木弘安（後の寺島宗則）當時船奉行。最初蘭方医学を学んでいた。また遣欧使節団に同行した。

質のものであると指弾された。しかし、鹿児島艦砲射撃にともなう大量の破壊はたしかに残念なことであるが、勇敢な提督その人以上に遺憾の念を感じる人はありえないと思う——これは私の確信である。ニール大佐、キューパー提督、及び指揮官として次席のボーラス大佐以上に、好意と博愛の精神で行動した人物が、英國に他にもまだ三人いるということはありえない。鹿児島炎上に対し個人的責任を持つ代表的人物としてキューパー提督を攻撃することは、控え目に言っても不公平なことである。日本の町の特徴、建造様式、建築材料を知っている者なら、砲台に対し砲火を浴せるそのことが、特に強風下にあるような場合、とりもなおさず町を炎上させることになるくらいすぐにわかるだろう。艦隊が砲台を砲撃すれば、不可避的に鹿児島が大火によって破壊される結果を生むということは、はっきり断定できることだった。それが私を動かす大きな力になって、長崎では薩摩の役人のもとまで出かけ、艦船が接近する際、万一砲撃されるようなことがあれば、必ずやかくかくの運命がその町にふりかかることになると、彼らに強く訴えたのである。鹿児島でとられた一連の行動をその場にいないで非難するのは、現場において英旗の尊厳に充分の考慮を払いつつ、他の何らかの方策を決断するより、はるかに簡単なことである。提督は最初問題が彼の手にゆだねられたとき、彼のとりうるもっとも穏当な威圧手段、つまり汽船の拿捕を採用したのである。しかし、町の前面にある全砲列が艦隊に砲火を開いた時、もしキューパー提督が、薩摩の大砲の射程外に艦を移動させ、町の焼滅の危険なしには不可能だという理由で、理性にしたがって砲火を酬いないよう指示していたならば、英國民は何と言ったであろうか。新聞や大衆はそれで満足しただろうか。そんなことはあるまい。私の印象では、もしキューパー提督が実際にこういう博愛主義的行動をとっていたら、彼に対する激しい抗議は、今回的方法が惹起した10倍にも達したであろう。そして必ずやビング提督（Admiral Byng）<sup>(10)</sup>の運命に不愉快な仲間入りをするという結果につながって行ったであろう。

正常な精神の持主は誰でも、この薩摩の紛争が最初から最後まで、実に残念なことであったと感じるに違いない。東洋、特に中国での私の経験からえた確信は、いつまでも変わぬ真の感化を東洋人の上におよぼしうるのは、善意にもとづく協調精神ただ一つということである。東方政策実行のため、英國政府によって繰返し採用された原則は、極めて協調的なものである。しかし、この寛大な意図が、その政策の実行段階で、尊大・短気・不器用さ・人事処理の無能力によって挫折せしめられた実例があまりに多い。これまでずっと私の目には、協調精神が何にも増して基本であり、かつ東洋に在住する英國人の性格に、最も不足したものであるように見えた。中国人を扱うに際して（また恐らく日本人や東洋人一般にあてはまるだろうが）われわれにはヨーロッパの尺度を通じてのみ係争中の問題

(10) Byng, John (1704 - 1757) 1755年フレンチ・インディアン戦争の際、フランス軍の攻撃下にあったミノルカ島におもむき、敵を目前にしながら本分を盡さなかつたかどで死刑に処せられた。

を眺める習慣が、あまりに強すぎるよう私にはいつも思われる。そして、典型的なオリエント型精神と、それが原因で惹起される障害——彼らの姿がわれわれの目に映るのと同じ光の中で彼らが物を見る妨げになる、「善意にもとづく」障害——を、われわれは充分考慮していないのである。このような障害は、さながら固定的・一定数であるような思想で組立てられている精神構造の当然の帰結であって、新しい思想を受入れる余地をつくるためにこれを転換することは、強い忍耐をもってくり返しきり同じ題目をとり上げ、ゆっくり親切に説得する過程を踏むことによってのみ成就されるのである。こうして、ついにわれわれは、新しい思想を根付かせることに成功する。われわれの東洋外交をしばしば行き詰らせる落し穴は、自己の道徳的感化力では不適当だとわかっている政策を実施するため、無能な交渉者がすぐ手にするあの安直な手段、つまり物量の圧力を持込むということである。私にはまた、その土地の言語知識が外交能力をはかる保証のように、あまりに無批判に受取られてきたように思われる。また、私は、無思慮な非協調的な言語学者が当人の仕事は純粹に通訳の範囲に限定されているのに、外交問題にかかわった結果、悪影響がもたらされた事例を指摘できると思う。東洋の言語に精通していること、あるいは、書物の知識を頭に一杯つめこんでいることは、決して如才のなき・分別・判断力をあわせ持っていることを意味しない。常識的に言えば、あとの方が東洋人と接して成功するのに、絶対不可欠のものである。この観点からすると公儀たるの適性検査法中、競争試験ほど不適当なものはないと思う。この種の試験でもっとも輝かしい成果を上げる頭脳が、現実に事にあたってみると、難関突破で獲得した当の地位に、質的にもっとも不適当であると判明することもありうる。吸収性頭脳というものは、吸収されるよう提供されるものは何でも、スponジのようにすぐに吸いこみ、そしてまた、スponジのように、しばられると同じくらい速やかにそれを放出してしまうもので、今や、はるかにすぐれているかも知れぬ頭脳の持主を、公共の利益の名のもとに締出すことを好むようなタイプの人間を造り出すのである。

## 補 章

横浜における領事裁判—1863年9月の日本における諸事件—長門公一大君外交政策を表明す—浪人（Loonins）からの脅迫的警告—薩摩問題の友好的解決—大君からの祝辞—島津三郎の弁明—ペンブローク号（Pembroke）放火の弁済—大君宮殿の破壊—大君に対する諸大名からの代金請求—第二次ヨーロッパ派遣使節—ヨーロッパ及びヨーロッパ人についての第一回使節の見解—日本使節団の上海到着—結論的考察

私が中国を離れる時期（1863年9月11日）まで、日本事情には何の変化も起らなかった。また、鹿児島破壊以来、興味ある事件は何一つ起らなかった。ただ、先にも述べた日本役人傷害事件にかかわった三人のイギリス人に対する、横浜領事法廷での裁判が例外であっ

た。その裁判は9月9日に行われ、本件担当判事はウィンチェスター領事（Consul Winchester）と「陪審判事」の服装をしたイギリス商人組合（Mercantile Community）からの三人だった。起訴は「神奈川代官（Governor）の職権による報告にもとづき、女王」の名において行われた。三名の罪状は「神奈川領事管轄地域、金沢（Kanasawa）における、1863年7月30日夕刻の、日本人官吏『モロタモン』（Morotamon）に対する発砲・傷害・及び同発砲・傷害帮助」であった。被告は「無罪」を主張した。モロタモンは片腕を綃帯し法廷に現われたが、彼の証言の要点は、被告どもが私道に不法侵入したので、彼らに対し抗議したところ、彼らの一人から侮辱的返答をうけ、自己防衛のため刀を抜いた、という趣旨であった。裁判所の判決は「自己防衛手段を用いることを正当化するに足る外見上の危険状況が存在した」というものであった。

それ以後9月中は何も興味をひくようなことは起らなかった。例外は長門公が、外国船砲撃はやめたものの、長崎往来の日本船の、瀬戸内海通過を妨害し、長崎貿易を阻害しようと努めることによって、外国人に対する敵愾心を今も示しつづけていることだった。しかし、このやり方は自藩領民にも大きな不満をあたえ、これに対する反感があまりに表面化してきたので、彼はこの手段の実行を固執することをやめた。10月終り頃になって、外国人追放に関し長い間流布されていた噂が、具体的様相を呈しはじめた。同月24日、アメリカ及びオランダの外交使節であったプリュイン将軍（General Pruyin）と、M・フォン・ポルスブルック（M. Von Polesbroek）が、江戸での会談に出席するよう老中から招かれた。席上、婉曲な外国人追放命令は取下げられたが、横浜は外国人居住地としては放棄せらるべきであり、また将来、貿易は長崎・箱館に制限せらるべきである、というのが大君の希望であると、伝えられた。二人の使節は、イギリス・フランスの代表がこのように重要な伝達がおこなわれる席に出席するよう招かれなかったことについて、かれらの驚きを表明した。これに対し彼らが受取った説明は、オランダとアメリカは日本の最も古くからの友邦であるから、彼らに第一に知らせるのが最良であると考えた、というものであった。老中はそれからつづけて、条約諸国の使節が大君の希望にそよう、また、彼ら自身の責任において、それぞれ本国からの指示をまたず、横浜の明渡し命令を出すよう、強い希望を表明した。そして、もし外国人が横浜に残留すれば内戦が不可避的であり、大君にはこれを抑える力がないこと、また、首都にかくも近接した地点で外国人に貿易の許可を出したのは、一種の実験であって、その保証を与えたわけではないから、放棄さるべきだ、とつけ加えた。二人の使節は大君の要請に関し、それぞれ本国に知らせることを約束し、会議は終った。

外国人は横浜を退去すべきであるというこの要望が、大君とその政府の側の善意にもとづく（bonâ fide）ものであるかどうか、この点は明言することが不可能である。善意にもとづくのではなく、敵対的大名から強要されたものだということも充分ありうることである。同じ様な通知が書面で、他の外国代表のもとにも届けられたが、要請のみにとどまらず、問

題をさらに進める意図があるのかどうか、またこういう意図で各国政府から回答を待つのかつまびらかではなかった。同じ頃、攘夷党から出されたものと思われる次のような警告書が、横浜界隈に張出された。「数年前、大君と幕閣は主上(御門)<sup>ミカド</sup>の同意もえず、外国と条約を結んだ。そして上記の人物は、わが国にそれがもたらす災厄をも顧みず、外国と商売することによって巨利を博したのである。彼らは、銅錢・絹・蠟・油と塩を取引した——実に、吾国の最も重要な産物を買いこみ、外国人に売るため横浜・長崎に送った。こうして、物価は騰貴し万民が苦しむこととなった。多数の貧困家庭の目には、それはあたかも國中が飢によって苦しめられているように映る。彼らは今後共に暮すこともできず、生計を求めて離散を余儀なくされている。こうしても、結局苦境を免れることができず、ある者は現実に飢死する有様である。われわれは、彼らの苦境を見るに忍びない。しかし大君の認可を得て商いをする人物を、何故われわれが懲しめようと思うのか、との疑問があるかも知れない。それは、彼らが祖国と御門への義務を忘れてしまっているからだ。そして、己一個の利己的目的から他人の苦しみに無頓着となり、身をいやしめて政府の役人や、野獣にも劣る外国人をもてなしている。彼らの企む害悪は筆舌に盡しえない。われわれは自ら日本人の困苦を代表し、彼らの名をもって『ヤワイワヤ ウオヘイ』<sup>(6)</sup> (Yawaiaya Wohei) を殺した。大阪・長崎・上州 (Johsiu)・飯田 (Ida)・長浜・王子 (Ohjee)・横浜と、東西あらゆる場所、あらゆる地方で、われわれ浪人は商人を調査し、外国人とその商売にかかわったことがあり、あるいは、何らかの好意を示したことのある全ての者を根絶するものである。」

11月になると、もっと明るい見込みが開けてきた。薩摩公によって、平和的な提案がなされ、この結果数人の彼の高官が、ニール大佐を正式に訪問するため派遣された。ニール大佐と彼らは、二度にわたる長時間の会談をした。初回は11月9日に開かれた。最初彼らは「どんな意図によるか何の予告もあたえずに汽船を拿捕し炎上せしめたのは、薩摩公を英國が公正に扱わなかった、との印象をうけた」というような言葉で自己の立場を表明した。しかし、最後には、彼らは、汽船が捕えられた状況についてのニール大佐の説明をきき、また当初それを破壊する意図は全然なかったとの説明をきき、事態がこれまで彼らの目にうつっていたよりもっと好意的な光のもとにあるということを認めた。最後の会見は11月11日に行なわれ、結局使節団側がニール大佐の要求をすべて受け入れ、更に薩摩公の要望として、数名の若い家臣を勉学のため英國に派遣したいという申し出がなされた。

大君政府は交渉成立の報を使節団から受けると、ニール大佐あて祝いの飛脚をとばし、このような経過をたどって再び樹立された両国間の友好関係が今後おびやかされるような事件が発生しないことを希望する旨伝えた。島津三郎から派遣された使節団は又、三郎がリチャードソン氏殺害の直接の責任者だと勘ちがいされている旨説明する目的でニール大

(6) 不詳

佐と会見したのだが、その事件は騎馬の外人たちが行列の進行を邪魔しようとしたのに対し家来たちが興奮して起こったことだと説明されたということである。天下の公道で、外国人殺害の命令を下すほどの烈しい嫌悪感を三郎が抱いていたとは、筆者にはずっと納得のいかない事であった。ほんのその一週間前には、彼は横浜で外国人たちと商談を進めていたばかりでなく、ジャーディン・マセソン商会から艦船を購入するに先だって、蒸気船ファイアリ・クロス号 (Fiery Cross) に乗って、遊覧旅行を試みてさえいたからである。

11月將軍は長門公所有の軍船によってなされた、アメリカの汽船ペンブローク号に対する攻撃の陪償金、10,000ドルの支拂いに同意した。このことは彼がその事件に何らの関係もなかったことからすると、いかにもつらいことに思われる。長門公自身は、既にアメリカの軍艦、ワイオミング号によって、その軍船二隻を擊破されるという、厳しい処罰を受けた。

外国人に関する事態は12月中はずっと平静であり、薩摩は使節団が持ち帰った25,000ポンド支払いの義務を受入れたけれども、日本の政治の雲行きはどうもあやしいようである。その月の25日には江戸の將軍の宮殿が全焼し、將軍は町中を通じて他の宮殿に移るのは危険だと感じ、遠く離れた、郊外の館に避難せざるを得なかった。次に引用する文書は、ある大名たちが將軍に対して如何なる感情を抱いていたかを教えているし、又外国人に対する彼らの不満の由つて来る根拠を示している。それは將軍に対して敵意を抱く数名の大名たちによる一連の告発の文書であり、御門に訴えるという形をとっている。

「貴殿とハリス（前アメリカ公使ハリス氏）は綿は只同然で売られ、絹や製品の値段も何ほどのことなくなるだろうと云われました。毎日の生活必需品も世界中から持つてこられ、百姓たちは種をまいたり、刈り入れたりする必要はなくなるだろうということでした。我々は熱心にこれらの奇跡が起こるのを待つのですが、現在のところは貴殿が言及されなかつたような妙な事に相成っています。すなわち貴殿とハリスが非常な低価格で供給できること約束なさつた品物が、今では以前の三倍になつてゐます。貴殿は輸出入税を完全に独占しておられる。我々は貴殿と貴殿の財政顧問であるハリスのいわゆる日本国を利することになる税が、要塞を築いたり、軍艦を購入したりする費用になり、それによつて、これも貴殿が云われたことですが、夷狄（外国人）をして偉大な我が國に当然の尊敬心を抱かせることができると期待していました。しかしこの三年間に貴殿は何を為されたでしょうか。いろいろ速達文書をいたゞきましたが、そのすべてにもらっている主旨は何だったでしょうか。『日本は防備を施さねばならぬ。要塞を築き、砲兵隊や海軍を増やさねばならぬ。金が必要である。外国人が居るために費用がかさむ。外国公使たちを招待しなければならぬ。とるにたりない領事まで忘れてはならぬ。限りない我が國の資力とその支配者の威儀を示すことによって、外国人が我が國を尊敬し、怖れるようにしなければならぬ』というのがその主旨でした。その要塞を、その軍艦を見ることが出来さえすれば、我々はその費用について苦情などは云わないでしょう。しかしあらゆるもののが延期され、

何も実行されていません。貴殿は図面をひき計画をたてれば外国人を恐がらせ、わが国から逃げ出させるだろうと考えておられる。しかし我々はそれには疑問を感じます。何故ならこういう手管においては彼等は我々と殆ど同等だからです。貴殿は時として、経済学について話をされる。我々は貴殿が我々に貴重な忠告をして下さるのを率直に認めますが、不幸なことに貴殿が与えて下さるその忠告に貴殿自身が従われないという数多くの証拠があります。どうしてかくも信じられないほどの多額の金が、将軍と結婚するため江戸へ向かう御門の妹君につき従う、無益で華美な行列のために費やされたのでしょうか。どうしてあんなにも多額の金が将軍の宮殿を再建するために使われたのでしょうか。我々は公金が浪費されている実状をあれこれ述べるつもりはありません。そんなことをすれば我が国民に恥ずかしい思いをさせ、御門を嘆き悲しませるばかりだからです。しかしながら噂によると、将軍家の最高位の役人たちによって、無数の横領がなされているということあります。若し現在とられている施策に反対でもしようものなら、即座に、分からぬうちに、永遠に黙らされてしまいます。貴殿は金銭の支出を我々に要求なさる時に、経済学の大原則をいつも口になさるので、どうか次のような所見を述べるをお許し願います。

『騒然たる国情故に、諸大名の江戸詰めは以前は非常に必要であった。現在国情はもうそうではないが、諸大名はやはり江戸に参勤している。それぞれの疲労、苦しみ、又常に従える数かぎりない従者たちの費用はもう我慢できなくなっている。今やこのような破滅的な旅を止め、貴殿が課される費用の支払いは不可能だと言明すべき時である。』外国貿易は殆ど我々を破滅させ、また要塞や予期しなかった、無数のその他の費用が、夷狄に対して開かれたすべての港において必要であると思われる所以、我々は大阪や新潟や江戸の新しい港が開港されないよう要求するばかりでなく、神奈川は鎖港されるように要求します。貴殿はいつも我々が諸外国との友好関係に反対していると言い張っておられます。しかしそれはまるっきり間違っています。我々は若しそれが我々の、能力を越える出費をもたらさないならば、日本全国の開港に喜んで賛成いたします。我々は日本の開国に好意を抱く論者を殺害してはいません。貴殿が若者たちに外国人を軽べつし、侮辱するように教えておられるのです。貴殿はいつも諸外国は強力であり、大いに恐れるべきだと我々に言っておられますが、「トリ」(Tori)<sup>(7)</sup>職のさる高官は最近、ロシヤ人は例外だが、いかなる外国人を侮辱しても刑罰はうけないと述べていました』

1864年は二人の國務事官 (Vice-ministers)<sup>(8)</sup>と地方総督 (Governors of Provinces) の地位にあたる三人の大名がニール大佐と会見することによって、年があけた。その目的はヨーロッパに大使の一行を送り、条約国に横浜の居住権を放棄させ、貿易は長崎と箱館に限るようにさせたいという將軍の意図を伝えることであった。彼らは日本国民は外国人

(7) 捕吏 ?

(8) 若年寄

に対して敵意を抱いており、この国民感情のために大君政府は重大な困難にさらされており、試みに結ばれた外国との条約は守られず、破棄されねばならないだろうと述べた。ニール大佐は条約が試みのものであることについては如何なる了解もなかったと述べ、更につけ加えて、勿論将軍が大使を英國に送るのは全く自由であるが、一方彼は現存の大英帝國との条約に規定された条項が厳格に実行されるものと確信していると述べたということである。

ヨーロッパへの大使一行が条約国を説いて、横浜での貿易を放棄させようとしているちょうどその時に、將軍家は支那や日本にのみ起り得る矛盾であるが、スイスと条約を結び、またアメリカとフランスとの間に通商協定を結んで、数種の輸入品に対する関税を軽減したり、ある場合には廃止したりした。

次の文章は1862年、初めて派遣されたヨーロッパ使節団の訪問記のはしがきを訳したものである。訪問記は1863年3月、江戸で出版された。

「西洋諸民族は皆それぞれ非常に似かよっている。皆一様に洋服を身につけたり、同じ礼儀作法で食事をとったりなどする。彼等は顔色の浅黒さとか髪の色では殆ど違いはない。武器は皆同じである。フランス人は隣国人より武器をより高く評価しているように見える。武器の使い方ではフランス人が最もすぐれているという話を我々は聞いた。実際、フランス兵士の身のこなし方は、他の国々の兵士達より、より活発で、生き生きしているように見える。彼等のサーベルは我々のものよりずっと劣っている。しかし彼等はサーベルにそれほど重点をおいているようには見えない。火器の方を好んでいる。我々は彼等が刀や槍を使う練習をするところを全然見なかった。この埋め合わせのため、彼等は鉄砲の先にサーベルのようなものを着け、我々が槍を使うように使う。

「彼等の儀式あるいは社交形式は、全然ないと云えば間違いであろうが、非常に簡単なように見える。しかしその点で最も目立つのは、これらの社交形式が地位の高い人にとっても、平民にとっても殆ど同じであるということである。彼等は帽子を持ち上げ、ごくわずかに頭を動かす。これがあらゆる人の挨拶の仕方である。見たところ上流階級に対する尊敬心あるいは階級の区別は殆どないようである。それ故フランスその他の国の君主たちと接見する際、両陛下をわれわれから隔て隠すようなものは何一つなかった。君主の奥方さえへだてるものもなく身をかくしもせず、その場に、夫の君主と同じ高さの椅子に座って居合わせた。しかしながらフランスの貴族たちはこの上もなく丁重であった。ある場合、特に晩餐の席では、丁重過ぎるほどであって、彼等の気に入って貰うために、必要以上に食べたり、飲んだりしなければならなかった。他の階級の人たちはそれほど礼儀正しくはなかった。大部分の人たちが我々をじろじろ見たり、手で触ったり、我々の聞えるところで、あれこれ批評したり、又我々が非常に醜い人種であると考えているような態度を見せた。

「女性については、中には非常に容姿端麗な者も居る。例えばフランス皇后である。しかし一般的にはアメリカにおけるほど美しくはない。その鼻が時として男の鼻より高い者もある。彼女たちは男のように大またに歩き、男の顔を直視し、大いに、時として非常に声高に笑う。背を高く見せるために、ポンネットを頭上に突き出させている。つましい女でもよく踊る。彼女等は男と腕を組む。そして男という男が誰もかれも女と腕をくんでいるような日がある。彼女たちはそれぞれの男の妻なのだろうか。そうだと我々は思う。一般に女は非常な自由を楽しんでいる。フランスの女について言ったことは、全ヨーロッパの女についてもあてはまる。ヨーロッパの他の国々の女は、オランダを例外として、フランスの女に劣る。我々は服装については何ものべない。理解不可能だからである。夜間に着用される衣服は、必ずしもたしなみのあるものとは限らないようである。

「男性はしゃちほこ張っていて、いくらか尊大であるかあるいは粗野である。しかしながら下層階級だけでなく身分のある人たちも、何ら武器は持ち歩かない。身分のある人でもめったにその地位を示すようなものは身につけていない。あらゆる階層の人が、上流階級の人でも、カフェによく行くようである。高官連ですら芝居に出かけ、なかなかのご執心である。我々は一度ならず芝居で何がしゃべられているのか理解できず、残念に思ったことであった。殆どすべての人がオペラグラスを用意していて、恐らくうっかりしてだろうが、そのグラスはしばしば我々の方に向けられていた。

「商店経営者は横へいであり、我々にいゝ加減な挨拶しかしなかった。彼等は我々がその店で品をひっかきまわすのをあまり好まず、さだめし我々がその店で大いに買物するのを当てにしていたのだろう。見たところ単なる商店経営者よりも機械工や有用な手職人の方がより世間から尊敬されていた。

「食事の品は我々が食べるのと大同小異である。しかしながら彼等は米や魚はごく僅かしか食べず、一方肉類やパン類はよく食べる。我々はパリやその他の町で、最も人の出入りのはげしい店で、まだ血のついている牛肉や羊の肉が人目にさらされているのを見て、気分が悪くなつた。牛肉を吃るのは薬としても役立つことが多いが、どうしてそれを世間の人たちの目にさらすのだろうか。かくも有益な動物をそのようにして軽んずるのは罪深いことではないか。本当に我が使節団のあるものにとっては、それはショッキングなことであった。

「しかしながらフランス人の料理法はすぐれていて、ブドー酒はすばらしかつた。ブドー酒こそ彼等が有する最上のものであり、我が國の酒に何ら遜色ない。

「男の衣服は最初みた時はこっけいで、寸づまりに見える。しかし便利で、経済的に違いない。

「ロンドンと同様パリでも誰もが非常に足早やに歩く。それは丁度我々が火事に見舞われた時のようなである。家は非常に高く建てられているので、地震が来ればたちどころに倒れてしまうに違いない。しかし耐火建築のようである。我々はいろいろとすばらしい物を見

て来たが、その見て来た順序で、これから本文で述べて行きたい」

日本の使節団はヨーロッパ旅行中、どこへ行っても、非常に熱心に通訳の説明に耳を傾け、又それをメモしたということであった。江戸へ帰るや否や、それぞれのメモが一行の中の一人の編集者に渡され、あれこれ配列された後で、フーヤ著 (Fou - yah)<sup>(8)</sup> 「日本使節団欧州道中記」の題名で書物になった。その緒言の日本語からの翻訳はフランス公使一行の一員によってなされ、先ずフランスのパトリー紙 (the Patrie) に発表された。

二月はじめ、諸大名による連合会議が国政一般を審議する目的で大阪で開かれようとした。勿論のこと外国問題が討議の重要課題となるはずであるということであった。当今浪人たちは外国人居留地の住人に恐慌をもたらすこととはなかったけれども、江戸や横浜や大阪の放火事件はごく普通であった。横浜では火事は日本人の家に限られていて、外国人の財産がそこなわれることはなかった。

2月13日総勢27名<sup>(9)</sup> からなる新しい使節団一行が、モーンジュ号で上海に着いた。厳格な意味での使節は三名であり、それに加えて地方の副総督の地位にある、補佐あるいは侍従のような人物がいる。この使節団の目的は依然として条約国の横浜引揚げの同意をとりつけることであると云われている。しかし使節団がひそかに大君も彼等もその成功を期待はしていないと云ったということがそれとなく伝わってきている。この談判は大君が御門に、大君としては外人追放の目的を達成するために全力をつくしていると云わんがためにとられた手段に過ぎないのだと信じられている。

2月18日ラザフォード・オルコック卿が離日二年の後、旧務に再びつくため横浜に向かう途中、上海に到着した。彼の到着と同時に、ニール大佐は英国に帰り、これまでの苦しめた、駐日代理公使としての二年間の役目、その間の打ち続いた危険の後で、充分その労苦に報いる休暇を楽しむことになる。これまで彼の果した重要な役目は、鹿児島に関連して彼に与えられたバス勲章によって、英國政府より充分に認められたことになる。

外国人に対する敵意の問題は別として、現在の外国貿易のなされ方について、日本の封建君主の側に充分根拠のある不平、不満があるのは、疑問の余地はなさそうである。そこで解決すべき問題は、如何にして外国貿易を国民の利益となり、日本全体に満足のいくものとするかである。幕府がこれを成しとげる力があるかは、非常に疑わしいものである。

---

(8) 文久二年の幕府遣欧使節団は、列国「探索」の任務を負わされ、帰国後、公式報告書を提出している。

我々は大砲の筒先を向けて達成された外交上の勝利は、結果としては永続させず、その状態を維持するためには、時々それが最初達成された時と同じやり口の論議のすすめ方を再導入しなければならないという数多くの証拠を知っている。人命尊重についてのヨーロッパ人の関心が東洋にまでかなりの程度およんできており、周期的に武力による示威行為を行って、やっと維持されるような状況で、通商を拡大することを好まない感情が、本国では徐々に頭をもたげてきている。

終りに臨んで、我が同国人の東洋における態度について、筆者がこれまで述べて来た評言が、あまりにも耳障りな言葉で書かれている、あるいは誇張に過ぎると感ずる向きがあるとすれば、筆者としては問題をありのまゝの事実の陳述にふさわしい、非攻撃的で、非個人的な見地から見ようと努めて来たのだと言いたい。そしてただ次のようなことをつけ加えたい。即ち鹿児島事変のような事件は、たとえば砲弾の爆発にたとえられるかも知れないが、その砲弾を無制限に再び装填するのを若し許すとすれば、いくらそれを嘆き悲しんでも何にもならないということである。我々は我が同胞がいつも正しく、東洋人が当然いつも間違っていなければならぬと思うのを止めなければならない。幻覚にふけること長ければ長いほど、不和の種子が成長するのを止めることはますます難しくなるだろう。その種子は東洋では絶えず温存されており、周期的に芽をふき、しばしば我が国民の正義感や人情がたじたじとするような破局を招来するのである。

— 完 —

(原注1) 信頼できる情報筋からであったかどうかわからぬが、その後次のようなことが言われている。陸への招待は、ニール大佐とキューパー提督を罠にかけるための計略であり、もし彼らが上陸していたら、会見が行われる予定だということになっている城の中で、はね橋を上げて二人を捕虜にしようという、あらゆる手筈がととのっていた。そして、もし船から町にむけて一発でも弾丸が発射されたら、二人の捕虜は打首にされるだろうという趣旨の連絡を、艦隊は受けたことになっただろう。さらに、もしその奸計が成功していたら、捕虜は薩摩領内をおよそ50マイル奥に入った要塞、霧島に幽閉される予定であったとも述べられている。この記事は艦隊が鹿児島から帰った直後、横浜で出版された「日本商業ニュース」に出ていた。

(原注2) 先のノートで、私は「浪人」(Loonin) というのは、彼ら各自の仕える大名にたいする忠誠を捨てた無法者たちであり、自分では愛國者をもって任ずる無法者たちであると述べた。そこで、彼らの場合、ジョンソン博士の愛国者の定義が、まさにぴったり正しいものだと言えそうである。つまり「ならず者の最後の避難所」ということである。